

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の  
改訂に関する検討会  
第6回議事録

内閣府子ども・子育て本部

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会（第6回）  
議事次第

1．日 時 平成28年10月5日（水）17:00～18:12

2．場 所 中央合同庁舎8号館（8階）特別大会議室

3．議 題 （1）開 会  
（2）幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂について  
（3）その他  
（4）閉 会

無藤座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第6回「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日、橋本委員におかれましては、御欠席と承っております。

それでは、議事に入ります。

まず事務局より、配付資料の確認及び御説明をお願いいたします。

里見参事官補佐 配付資料の確認をさせていただきます。

本日は、議事次第に記載がありますとおり、資料1-1、資料1-2、資料2、その他、机上に参考資料を配付させていただいております。不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

続きまして、配付資料の説明をさせていただきます。

まず資料1-1でございます。審議のまとめ(案)でございます。

前回の本検討会での審議のまとめ(案)に対する御意見等を踏まえて、今回、その意見を踏まえながら、内容の充実、追加等をしておるところでございます。

まず資料1の4ページをお開きください。(1)在園時間や日数が異なる多様な園児がいることへの配慮についての(学びの連続性・発達の連続性)の1つ目の でございます。ここの部分につきましては、多様な子供たち、一人一人を大切にきちんと受けとめながら、子供たちの育ちを確保していくということを強調していくほうがいいのではないかという御意見を承りましたので、このような内容に変えさせていただいております。多様な子供たち、一人一人の乳児期からの発達の連続性とそれに応じた学びの連続性を押さえながら、子供たちの育ちを確保していく。その上で、園での環境と家庭との連携について、明記をするということでございます。

1日の生活の流れの3つ目の でございます。ここにつきましては、教育課程に係る教育時間につきましては、特に学級担任が計画的に見通しを持って、環境を構成していくことの営みが重要であるということを記載すべきではないかという御意見をいただきました。そのため、教育課程に係る教育時間は、在園時間等は異なる多様な園児が1つの学級を形成することで、さまざまな刺激を互いに受け、学級全体の活動が豊かになっていく。そのための環境や活動等の工夫を、学級担任が計画的に見通しを持って行うということは重要であるということでございます。

4つ目の でございます。ここにつきましては、保育園との間で、情報交換を行ったりというところの記載がありましたが、前回の本検討会におきましては、現行の幼稚園教育要領では、緊密な連携という表記を使っているのも、よりしっかりとした連携という意味で、最後のところでございますけれども、保育教諭等の間で、情報交換を行ったりするなど、緊密な連携が必要であるということを追加しているところでございます。

5ページでございます。2つ目の でございます。ここにつきましては、教材研究とい

うことが重要であるということを記載しております。これについては、教育課程に係る教育時間だけでなく、その他の時間の教材研究の重要性についても、触れるべきではないかということで、最後のところでございますが、そのための教材研究等も重要であるということを追記しているところでございます。

指導計画作成の2つ目の でございます。ここにつきましては、園児が園全体の主体として実感が持てるようにということにしております。ただ、もう少し具体的な内容という御意見もいただきましたので、この辺の文章の構成を少し変えまして、多様な生活経験や興味を持つ園児が集うことで、遊び方の違いから遊びが混じりあい、おもしろい遊びが生まれる。また、魅力的な遊びは、園児の興味を引き、つながりをつくる。おもしろそう、やってみたいと、子供たちが思える遊びにみずから取り組むなど、園児が園生活の主体として、実感を持てるよう、保育教諭等が意図的、計画的に豊かな環境を構成することが望ましいというような、文書の構成に変えているところでございます。

3つ目の でございます、満3歳未満の園児に関しては、情緒の安定や身近な大人との情緒的な絆を深めることが極めて重要であることを記載する。ここにつきましては、満3歳未満の園児に対して、柔軟な形での担当制を設けること、情緒的な絆を深めることができるよう、指導計画を作成することなどが現行の教育・保育要領の解説にも書かれているところでございますが、ただ、実際にはなかなか行われていないことが見られるということで、この重要性がしっかり伝わるように記載していくという御意見を踏まえまして、記載しているところでございます。

6ページでございます。下のほうでございますが、(2)2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮についての新入園児や他園から転園してくる園児に対する配慮でございます。1つ目の でございます。家庭との連携のもとということが記載しております。ここについては、3歳児から入園してくる方々のお子さんのためには、家庭との連携が不可欠であるという御指摘を踏まえまして、ここの家庭との連携という文言をつけ加えているところでございます。

7ページ目でございます。新たな3歳児の学級をつくっていくための配慮でございます。1つ目の でございます。集団生活の経験年数が違う園児と一緒に過ごす3歳児の学級では、園児及び保護者と担任の保育教諭が信頼関係を築くとともに、2歳児から移行する園児と3歳児から入ってくる園児同士のつながりをつくっていくことが重要であるということで、学級をつくっていくことは、保護者との連携が必要ではないかということで、及び保護者ということの文言をつけ加えているところでございます。

次の でございます。経験が違う園児と一緒に過ごすことで、教育及び保育の内容が豊かになるが、4月当初は、2歳児の学級から移行する園児と3歳児で新たに入園する園児がそれぞれ安心して過ごす時間や空間が必要である。例えば新たに入園した園児については、段階を踏んで合流するなど、落ち着いて過ごすことができるよう、柔軟で弾力的な対応が必要であるということでございます。

これについては、当初の案では、集団を経験した子供とそうではない子供と別のグループにするかのように読み取れるという御指摘がありました。そして、大前提として、経験の違う個性が一緒になることの意義を書きながら、柔軟で弾力的なやり方があるということで、緩やかに表現していくほうがいいのではないかと御指摘もいただきましたので、このように記載し直しているところでございます。

7ページの最後でございしますが、子育ての支援全般にかかわることの3つ目の でございます。子育ての支援を行うことは、保護者の実態やニーズを知る貴重な機会となる。また、地域の関係機関等との連携を図ることによって、園全体の体制構築等にもつながっていく。保育教諭等は、教育及び保育の経験の中で得たことを、子育ての支援に生かしていくとともに、子育ての支援から得た経験を日常の教育及び保育に生かしていくことが重要であるというところでございます。

ここについては、もとの案では、子育ての支援を行うことで、保育教諭の力量が上がるという表現のように受けとめられる。そのために、子育ての支援を行うことで保育教諭の力量が上がるという表現では、そのために子育ての支援を行っているように受けとめられてしまうため、表現の工夫をしたほうがよいということで、このように記載し直しているところでございます。

9ページでございします。「 . 改訂の方向性を踏まえた構成の見直し」のところでございます。2つ目の でございしますが、その中で、現行の教育・保育要領第1章総則第3幼保連携型認定こども園として、特に配慮すべき事項に記載されている、健康及び安全、子育ての支援については、子育て環境の変化や災害に対する危機管理等、今日的課題を受けて、新たに章立てすることは適当であるということでございます。

この部分では、もともと健康及び安全、子育てについては、新たな章立てをすることしか記載していませんでした。ただ、前回の本検討会で、章立てをする理由を記載したほうがよいという御意見をいただきましたので、新たに記載しているところでございます。

11ページでございします。「 . その他の課題」の研修の重要性・資質の向上の2つ目の でございます。園内での職務の役割や機能を明確化し、研修体系の充実を図る必要がある。その際、教育及び保育の内容に関する研修にとどまらず、子育ての支援に関する研修も行い、保育教諭等の力量をつけていく必要があるということでございます。

この部分については、子育ての支援に関する研修を行うということについても、きちんと記載すべきではないかという御意見をいただきましたので、このように記載し直しているところでございます。

以上が、前回の検討会の意見などを踏まえて、追記、修正等をした部分でございます。

続きまして、資料1 - 2でございします。資料1 - 2は、この審議のまとめ資料1 - 1を簡単にまとめた概要版でございします。

まず一番上の背景ということで、改訂の必要性を書かせていただいています。

1つ目でございますが、左側でございます。「 ．教育・保育要領改訂の方向性」ということで、幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改訂の方向性との整合性の確保について、記載しています。

また、幼保連携型認定こども園として、特に配慮すべき事項の充実ということで、(1) 在園時間や日数が異なる多様な園児がいることへの配慮について、(2) 2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮について、(3) 子育ての支援についてとしています。

2つ目でございますが、右側でございます。「 ．改訂の方向性を踏まえた構成の見直し」ということで、第1章、第2章、第3章、第4章ということにしております。赤字については、今回、改訂において、内容のさらに充実を図るということでございます。青字の部分、第3章、第4章につきましては、先ほど申し上げましたとおり、もともとこれは総則にあったものを新たに章立てしたというところでございます。

3つ目として、左側の下の部分でございますが「 ．その他の課題」です。

右側の一番最後のところでございます。今後のスケジュールということで、今後、中央教育審議会・社会保障審議会における議論との整合性を確保しつつ、具体的な改訂案をまとめ、平成28年度内に大臣告示、1年の周知期間において、平成30年度から施行予定ということで、1枚にまとめた資料でございます。

続きまして、資料2でございます。資料2につきましては、これまで過去5回における検討会の主な意見ということで、それぞれ項目ごとに分けさせていただいております。

「1．在園時間や日数等が異なる多様な園児がいることへの配慮について」です。

「2．2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮について」です。

「3．子育ての支援について」です。

「4．その他」ということで、これまでの先生方の御意見をまとめたものでございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

無藤座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの御説明で、直接的な御質問があれば、まず受けますけれども、いかがですか。とりあえずは議論するものにいきたいと思います。

今、御説明いただいたとおりであります。今日は、前回に引き続きまして、資料1-1の審議のまとめの案、資料1-2の審議のまとめの概要の案につきましても御議論を頂戴したいと思います。

前回にも申し上げたと思いますが、きょうの会で、この審議のまとめについては、完成にもっていきたいと、スケジュールの段取りを考えてございますので、それも含めてよろしく願いいたします。

それでは、いつものように、名札をお立ていただいて、こちらから指名させていただきますので、よろしく願いいたします。マイクはお二人に1つというようでございます。どなたからでもよろしく願いいたします。

神長委員、どうぞ。

神長委員 今さらというところもあるのですが、余りケースはないのかもしれませんが、満3歳から認定こども園に入ってくるというケースも、実質的にはあるのでしょうか。そういう場合には、年齢からすると、2歳ですけれども、満3歳から入ってくるというのは、1号認定ということがあるわけですから、幼稚園に入ることになりますね。

三谷参事官 制度上では1号認定という形になります。ただ、園でどういうクラスの設定をされているのかというところは、いろいろなパターンがあって、2歳とプラスでやられているようなところもあれば、満3歳児クラスというものを別途置いているようなところもあると聞いております。このあたりは、岡村先生とか、渡邊英則先生、渡邊郁美先生のほうがいろいろな具体例も御存じではないかと思っております。

神長委員 つけ加えてよろしいですか。解説には、特に2歳から3歳の時期というのは、集団生活の経験の差は大きい年齢だと思うのです。どう配慮するかは、お二人の先生の話伺いたしたいと思いますけれども、そういった解説は必要なかと思って、特にここにはそういう2歳から3歳児という中で、3歳の4月に入ってくることを前提に書かれてはいますけれども、中には、地域的には、満3歳から受けているところもあることが読み取れるようにということが1点です。

もう一つは、文字なのですけれども、4ページの今回、つけ足した部分の中で、最初なので気がついてしまったのですが、子供たちという表現が全部園児という表現になっていたと思うので、表記をそろえていただきたいということです。

もう一つ、これは最初だからなのかもしれませんが、以下は在園時間等が異なる多様な園児という表現が、前に説明が入って、多様な園児という表記になっているので、何か多様な園児というだけでは、誤解も招きますので、表記をそろえていただければと思いました。

無藤座長 表記の件は御指摘のとおりそろえるようにしたいと思います。

最初の満3歳のところは、事務方のお答えとおりですけれども、これも幼稚園教育要領の記載も参照しながら、調整するということになると思います。神長委員に申し上げる話でもないですけれども、前から満3歳の扱いについては、正規の文書としてあるかどうかあれですが、要するに普通の幼稚園の場合に、いわゆる3歳クラスに入れる場合や別のクラスをつくる場合やら、いろんな幅を持っていると思うのですけれども、認定こども園の場合には、それに加えて、3号の2歳児クラスにいる場合が多いわけですので、さらにオプションが広がると思うので、その辺は教育・保育要領の本文には、抽象的にしか触れないと思いますが、解説で補うのであろうと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかの方、どなたでもお願いいたします。岡村委員、お願いいたします。

岡村委員 神長先生の最初のお話なのですが、満3歳で入ってくる子供たちというのは、集団で一遍に10人入ることではないわけですから、むしろ教育・保育要領の中で、集団を経験してきた子供たちと初めて経験する子供たちというのは、4月の段階で、3歳のとこ

ろでがしゃっと1つになるというところが特別な状況ということで書かれていると理解しています。

1人だけ、あるいは2人という形で、毎月入ってくるのであれば、1歳、2歳、同じように集団に慣れた子供たちのところに、初めて集団に入る子供たちが入ってくるわけで、それが1号認定のクラスが別にあって、3号と別になっているのか、状況はさまざまだろうと思うのですけれども、むしろ少ない人数の部分であるので、配慮は行き届いている、むしろここで書くべきことは、4月に3歳で入園してくる子供たちのことということに限定していると、私は理解をしています。

無藤座長 そのとおりだと思います。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。阿部委員、どうぞ。

阿部委員 よくまとめていただいてありがとうございます。

例えばですけれども、6ページですが、前回もお話に出ていました語尾の問題で、重要である、必要がある、よい、望ましいという表記なのですが、その中でも、よいというのがすごく気になるのですけれども、どうにかかわらないのでしょうか。

もしよいを使うようでしたら、私は2歳児の学級から3歳児の学級へ移行する園児に対する配慮のところのこの文言というのは、よいというよりは、必要であるとか、重要であるのほうがいいと思います。

無藤座長 どうでしょうか。

三谷参事官 そのところは直し忘れたと思いますので、もう一回チェックをしたいと思います。

無藤座長 ありがとうございます。

秋田委員、どうぞ。

秋田委員 丁寧におまとめいただいてありがとうございます。文についての意見ではありませんが、2ページ目のところで、項目の見出しをどう立てるかというところで、例えばカリキュラム・マネジメントの後、「教育内容の改善・充実」とあったり、一番下も「充実」とあるのですが、小学校の接続は「小学校との接続」で終わっています。この文からいえば、「小学校との接続の強化」とか、「幼児期にふさわしい評価のあり方の明確化」とか、何がポイントとして、ここが必要なのかという観点を、もう一度見出しを統一していくということが大事ではないかと思います。2回欠席した間に起こっていることで、大変恐縮ですけれども、そう感じております。

それから、11ページ目でございますが、その他の課題というところなのですけれども、2つ目の項目の研修の重要性・資質向上ということは、とても大事なのですが、特に今回書こうとしていることは、もしかすると単に研修が重要で、資質向上に役立つということや単に資質向上のための研修というだけではなく、研修体系の充実というような、体系性や全体の仕組みということが大事だということをおわせて書き込まれていると思います。ですので、こうした部分も少し見出しを触ることができれば、そのような研修体系の充実



と研修による資質向上とか、何かそういう形で、お忙しい方がぱっと見たときに、何が大事なのかが見出しでわかるようにしていただけると、さらに充実するのではないかと思います。

以上です。

無藤座長 2点とも今後に向けて、非常に大事なポイントなので、その方向で直したいと思います。ありがとうございました。

それでは、またいかがでしょうか。山下委員、どうぞ。

山下委員 丁寧にまとめていただいて、どうもありがとうございます。

小さなことなのですが、7ページの上から4つ目の の新たな3歳児の学級をつくっていくための配慮の2つ目の になります。ここは経験の違う園児と一緒に過ごすこととなっています。特段意味がなければ、他の文章表現と揃えると良いと思いますので生活経験の違う園児がとしたほうが、統一感がとれると思いましたので、また御検討いただければと思います。

以上です。

無藤座長 ありがとうございます。

確かにそのほうが、趣旨がわかるような気がいたします。

それでは、またどなたかどうぞ。渡邊英則委員、どうぞ。

渡邊委員 まとまってきたということに対して、敬意を表します。ただ、改めて全体を見たときに、4ページ目の「2. 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」といったときに、1番目が在園時間や日数が異なる多様な園児がいることへの配慮という言い方をしながら、乳児期からの発達の連続性とそれに応じた学びの特性とかということが最初に書かれます。そして1日の流れが書いてあって、指導計画があります。

この指導計画というと、教育及び保育に関する全体的な計画の作成というところをどういう捉えるかというのを、ここで議論するわけではないと思うのですが、指導計画の作成があって、そこで、今度は夏休みとか、そういう登園する園児と登園しない園児がいる期間の配慮があって、教育及び保育に関する全体的な計画の作成とあったときに、教育課程や、保育課程、さらには全体的な計画という意味と、指導計画の意味が余り混乱しないようにしておくことが大事だと思います。例えば行政側で、監査とか、評価とかで、どういうことなのかがそれぞればらばらに捉えられるというよりは、幼稚園教育要領であれば、教育課程とは何かがわかり、教育・保育要領であれば、認定こども園の全体的な計画の作成ということは、どういう意味があるのかということを確認しておく必要があるということです。

6ページ目の上から4つ目の のところに、「十分に理解されていない、解説では具体的にわかりやすく示す必要がある」と書いてあるのですが、この辺のところはどういう形で整理されているかということに関しては、解説書であるのか、きちんと示せるような形をとっておくというのが大事だと思います。

無藤座長 ありがとうございます。

もしかすると6ページの教育及び保育に関する全体的な計画の作成の場所が後にきていると、かえってわかりにくいです。最初のほうがいいのかもかもしれません。

渡邊委員 いいのかもかもしれません。

無藤座長 ある意味では総則に入る話のところですね。

三谷参事官 この順番で考えたのは、学びの連続性というところからスタートして、これは全体的な子供の育ちというのをどういうふうに捉えるかというのがまずあって、その中で、1日の生活の流れという部分で、いろんな多様な子供がいますというところへの配慮というのを次に書いて、そういったことを思って、特に教育及び保育に係る指導の計画、特に1日とか、全体ということもあるのですけれども、全体というよりは、在園期間を通じたといった、そういったような具体的な計画というのを、その1日の生活の流れとあわせて書いたほうがいいのかということで、先にもってきました。

夏休み等々になると、それだけではない、いろんな配慮というのが入ってくるので、指導計画の後にこれを記載した上で、それ以外の例えば先生も御指摘いただきましたけれども、2つ目の のところにあるように、指導だけではない計画、保健、安全、食の問題など、いろんな計画が入ってくるので、全体的な計画を最後にした構成にしました。

わかりにくいようであれば、そこは検討したいと思います。

無藤座長 そうですね。全体的な計画として、指導計画の関係そのものは、現行の教育・保育要領を受け継ぐものですので、その構造が変わるわけではないと思います。むしろ私の気が及ぶ範囲でいえば、幼稚園教育要領と保育所保育指針が全体的な計画とより具体的な指導計画という構造を、むしろ表現の仕方を取り入れるということになるのだろうと思いますので、そういう意味で、3つの要領、指針の共通性を図ると思います。

ただ、そこはそういう意味で、ペーパーそのものが現行の教育・保育要領を引き継ぐというか、それに対して、注釈的に書いてあるわけなのですけれども、わかりにくいかもしれませんので、そこは検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

汐見座長代理、どうぞ。

汐見座長代理 今さらといわれると困るのですが、先ほど秋田委員から出された、11ページのところで、その他の課題というところで、研修の重要性・資質向上という2つがあるのですが、これで私は思い出したのですけれども、幼稚園教育要領の中には、そういうのは章立てではないのですが、保育所保育指針の第7章で、これが特立てされていて、法的には十分保育士に権利が保障されていないので、きちっとここで書こうということで、このことの改訂について、大分議論したのです。

そのときに出てきたことは、研修を一生懸命やりましょうということだけではまずいのではないかと。大事なことは、職場の同僚性をどう高めていくかということが、それとセットにならないと、実際に施設長等がみんなのモラルを高めていくために、どういう役割を果たすかということが極めて大事だと現実的にはあって、それに総合するような言葉を少し

ずつ入れたのです。

今回、認定こども園というのは、例えば幼稚園が認定こども園に移行すると、保育士を雇わなければいけなくなって、違う文化で育ってきた人たちが一緒に仕事をしていくというところに、上手に同僚性を高めていくために、施設長の役割というのは大事だと改めて思うのです。ですから、一言でいいのですけれども、同僚性という言葉を使うかどうかわかりませんが、うまく言葉を考えていただいて、上手な支え合いみたいなものが実現するようなための努力を施設長、あるいは施設長がそういう研修を受けることが大事ということを一言入っておいたほうがいいのかと、今さらで申しわけないのですけれども、そう思いました。

無藤座長 ありがとうございます。

そのあたりで、前回だったか、御説明がありましたけれども、教育・保育要領は、幼稚園教育要領もそうですが、基本的には、今の言い方でいえば、全体的な計画と指導計画作成のための方針を示すものですので、研修等については、踏み込んだ形でここに書くということではないわけです。

現実には、学校教育体系においては、学校教育法とその施行規則にかなり強い形で明示されますので、それに依存するということになるのですけれども、何とかしかなしながら、特に認定こども園の研修を考えたときに、教育・保育要領において、ここの保育所の資質・能力の向上とともに、園全体の質の向上というものを目指すという方向、また、その中で、御指摘のように、キャリア体系とでもいうのでしょうか、そちらを見通すというといいですか、どれぐらいははっきりとした言葉で書けるか、まだ自信がありませんけれども、何とか工夫したいと思います。ありがとうございます。

今のようなことを含め、細かい表現でも結構ですが、いかがでしょうか。砂上委員、どうぞ。

砂上委員 丁寧に意見を反映して、まとめていただきまして、ありがとうございます。

全体的なことではなくて、非常に細かいことで、テクニカルな用語の問題かもしれないのですが、少し疑問があるのでおうかがいします。7ページの一番上の と2つ目の で、「小規模保育や家庭的保育等から転園してくる園児」とあります。今、小規模保育所や家庭的保育等も利用がふえていますし、設置数も多くなっているの、ここから認定こども園に入ってくる子がいるということをしっかり書くことが大事だと思うのですが、「転園」という言葉が、どちらかというと、一般的なイメージとして、年度の途中で入ってくるか、かつていた施設の上限の年齢の手前で移ってくるというイメージがありまして、例えば小規模保育や家庭的保育が2歳まで受け入れていて、上限の年齢の3月まで通っていて、4月からこども園にという場合は、転園というよりは、基本的には小規模保育や家庭的保育等を「卒園」して、認定こども園にまた「入園」というイメージがあるので、その辺、これからそういうお子さん等もふえてきますので、そこから「転園」してくる、あるいは「卒園後、入園」してくるという形で、少し誤解がないようにというか、さまざまに対応

できるように、言葉をどのように位置づければいいのか、教えていただけるとありがたいです。

無藤座長 どうぞ。

三谷参事官 いろいろとおっしゃるのは、十分承知しましたので、言葉を検討してみたいと思います。例えばこういったような施設等から、受け入れる場合もあり得るという言葉も、いろんなことがあると思いますので、整理をさせていただければと思います。

無藤座長 そうですね。

念のために申し上げますと、小規模保育も家庭的保育も、2歳までという限定が必ずしも100%ではない。現行でも100%ではなくて、3歳を受け入れる可能性は、部分的にはあるというのと、いずれにしても、少なくとも卒園ではないのです。ですから、転園がいいかというのはわかりませんので、まぎれない言い方にしたいと思います。ありがとうございました。

寺田委員、お願いいたします。

寺田委員 今、砂上委員がおっしゃってくださったところも、私は同じように考えておりました。小規模保育や家庭的保育等からのところで、ここで移行とかが相応しいと思われる。御検討いただけたらと感じています。

その下のところですが、転園か、移行なのか、入園してくる園児がいると見込まれる「施設」とは表記なのですが、これは「施設」だけには限らず、小規模保育や家庭的保育等から移行してくる園児に対する対応が上に書いてあるため、下のところは、転園する園児という言い方なのかもしれませんが、保育ママからの移行等も考えられますし、また保育ママ等が近くにいる場合、その方たちとの連携ということも、広く認定こども園としては考えていくことも重要ではないかと思えます。そのため、見込まれる「施設」だけでなく、「施設等」はと、等を入れていただくことも、御検討いただけたらと思えます。

以上でございます。

無藤座長 御指摘を言われてみると、そのとおりだと思います。施設という定義がよく考えると微妙です。家庭的保育は施設とはいわないとか、小規模保育は施設といえば施設なのですけれども、子ども・子育ての制度上は事業ですので、幼稚園や保育園等と違うのです。あるいはもっと極端な例でいえば、家庭ベビーシッターの場合もあり得るとか、いろいろ考えると、確かにより正確な表現にしていきたいと思えます。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 丁寧にまとめていただきありがとうございました。

今回の改訂で、子育ての支援がかなり充実した記載になっていると思うのですけれども、地域の中で、認定こども園がどういう存在なのかということで、例えば現行の幼稚園教育要領の中では、地域の幼児教育のセンターとしてという記載がありますが、今回、認定こども園の場合は、そういうことはないのでしょうかという質問でいいでしょうか。

無藤座長 ありがとうございます。

幼児教育のセンターとしてというのは、幼稚園教育要領の言い方で、認定こども園ではそういう言い方をしていなくて、子育て支援と広くいっているのですか。

三谷参事官 地域の中のハブ的なという、8ページの一番最後のところです。

鈴木委員 ただ、このハブ的なという言い方は書けるのですか。

無藤座長 多分本文は無理だと思います。

鈴木委員 そうですね。なので、むしろ逆に教育・保育のセンターとか、そういうようにです。

無藤座長 イメージはいいですね。地域のさまざまな幼稚園・保育園・保育所の機能、あるいは乳幼児を育てる家庭を含めた、まとまりの核になるという意味なのです。

三谷参事官 ハブと書いてあるのは、子育て支援のところがありませんでしたので、いろんな子育て機能がある中での認定こども園が果たす役割という部分で、ハブ的という言葉を使っておりました。その辺を含めて、本文の中で何がどう書けるのか検討していきたいと思います。

無藤座長 お願いいたします。ありがとうございました。

大日向委員、お願いします。

大日向委員 私は子育て支援に関心を持って、この会に出席させていただいておりました、非常に的確におまとめくださいましたことを感謝申し上げます。

その上で、今、細かい文言を申し上げていいような雰囲気でございますので、今さら本当に申しわけないのですが、1カ所だけ、7ページなのですが、子育ての支援全般にかかわることの2つ目の で、「子育ての支援は全国一律の問題ではない」という文章なのですが、改めて読み直しますと少し言葉の追加が必要な気がいたしまして。つまり、子育て支援の必要性は全国一律にあるわけですが、ただ、子育て支援のあり方は全国一律ではないということだと思いますので、何かそのあたり課題とか、ちょっと一言足していただくとうれしいと思えました。

無藤座長 御指摘どおりだと思えるので、直したいと思います。ありがとうございました。

秋田委員、お願いしていいですか。

秋田委員 ちょうど7ページの大日向委員が言われたところと同じところを、私も感じておりました。全般としては、全国で皆さんが気をつけていただきたいことを書いていただく。同時に、子育て支援のみならず、教育、保育ともに、地域の特色とか、地域における園のいろいろな役割を考えていくことがとても重要だと思うのです。

その部分をどこに書くのかということなのです。子育ての支援のところは、地域と強調して書かれているのですが、多分ほかの部分も、その地域ならではの特色を生かしたことを大事にしていくということが、小学校以上の教科書がある学習指導要領と違った大きな意味合いがあると思います。ですので、地域の特性に応じることをどこかに書くことができるといいと思います。配慮すべきことなのか、全体としてその他の課題なのかはわかりま

せんけれども、そういうことを感じました。

もう一点は、大変細かなことですが、2ページ目で、先ほどお話したときに言い忘れたのですが、小学校との接続とあるのですけれども、ここは接続・連携の方がよいかと思えます。接続というときには、カリキュラムや内容的な接続が強くいわれると思うのですが、この文章は、小学校と共有されるという、その共有という部分は、恐らく連携に当たっていく部分なのではないかと思えます。連携・共有の強化とか、そのような言葉のメッセージにさせていただけるとよろしいと思っています。

3ページ目も、先ほど汐見委員が言われたことと関係するのですが、職員の資質、これは保育所保育指針にあわせているのだと思うのですが、職員の資質の「の」が1つ要らないかもしれないと思いました。またここでは、職員の資質、専門性の向上だと思うのですが、職員の資質、専門性の向上であると同時に、キャリアパスの明確化というところをどこまで書くかはわからないのですけれども、少しそういう方向性が見える表現が大事だと思います。

以上です。

無藤座長 ありがとうございます。

いずれも、3点とも、何とか表現を工夫して入れたいと思います。ありがとうございます。

横山委員、どうぞ。

横山委員 丁寧な取りまとめ、どうもありがとうございます。

私からは、細かい文言を1つと、書きぶりについて、1つ、お話させていただければと思います。

文言のほうなのですけれども、4ページの見出しです。(学びの連続性・発達の連続性)ということで、連続性について言っていたときに、ここは学びが先にきているのですが、本文中は全て発達の連続性が先にあります。子供の育ちがまずあって、発達があって、学びだと並べてくださっているのです、ここでもそのように御考慮いただければと思いました。

もう一点は、書きぶりのところなのですけれども、2歳児から3歳児への移行に当たった配慮についての中身は、7ページ目の新たな3歳児の学級をつくっていくための配慮の2つ目ののところ。2歳児から3歳児の移行については、まず最初に、進級児さんたちの配慮を書きとらせていて、次に、新入園児さんの配慮があって、3点目のまともりは、新しく学級をつくっていくということを書きとらせていると思います。なので、の2つ目のところは、双方に対する留意点になるのですけれども、具体的に例えばと書きとらせているところは、新たに入園した園児についてはということで、新入園児さんたちだけへの配慮になっているので、できれば、もともからいる子たちにとっての配慮も見えるように、両方の子どもたちのことをここで見るということを書きとらせていただくとよいと思いました。

以上です。

無藤座長 ありがとうございます。

2点とも、そういう方向でぜひ直していきたいと思います。

渡邊郁美委員、お願いします。

渡邊委員 今、新たな3歳児学級のところがもう一度出ましたので、少し私もつけ加えるというよりは、解説書の中のどこかに入れていただければいいと思うのですが、3歳児から入ってくる認定こども園も多くありますが、新宿区の場合、1号認定が4歳児から多く入園します。全国的にはそのような例もあると思います。けれども、この項目が「2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮」なので、この部分に書き入れるのは難しいと思うので、解説書でもいいのですが、例えば4歳から数多く入ってくる場合には「上記を参考に、十分に配慮して、保育を行うこと」というに、ほかの学年からも多く新入園児が入ってくる場合もある事を書き込めたらと思います。

2つ目は、「 . その他の課題」のところの（研修の重要性・資質向上）のところの2つ目です。2行目のところで、子育て支援に関する研修も行い、保育教諭等の力量をつけていく必要があるということで、これを書き込んでいただいてありがとうございました。解説書では、特に研修のポイントになるようなところを数項目も記載されれば各園の実践の参考になると思います。いいと期待をしております。

最後に、審議のまとめの概要版のところです。「 . 教育・保育要領改訂の方向性」の2のところの（3）子育て支援についてで、最後から2行目のところで、「地域との連携強化につながるものであることを踏まえて」という文言を入れていただきまして、良かったと思います。新宿区でも、地域のコミュニティの中での子育てというのが、非常に難しくなっております。歴史のある神楽坂の地盤であるので、「牛込母の会」という、かなり歴史ある地域の子育て、健全育成を目指した母親の会があります。しかし、現在では、後継者の入会が少なくなっている現状も伺っております。全国的には他にもそういうところがあると思われれます。地域との連携強化、コミュニティの中で子育てをしていくということを、概要版の中にも書いていただいたので、地域で何か御説明をするときに、私もこれを役立てたいと思います。

これから全国的に、そういう取り組みというのは重要なので、ここに書いていただいたことについて、感謝します。ありがとうございました。

無藤座長 ありがとうございました。

最初の御指摘は、そういう方向で直せると思います。

まだありますか。岡村委員、どうぞ。

岡村委員 内容的なところでは、教育・保育の内容というところで、発言するべきものなのかどうか迷っていたのですが、先ほどの汐見先生の同僚性のことであるとか、キャリアパスのことなどが出てきましたので、私も発言させていただきたいと思いました。

研修の重要性・資質向上のその他の課題の中の1つになっているのですが、そこで働く

保育教諭の意欲というところがほしいということを書いてきたのです。制度上では、新制度の中では、キャリアパス要件というものがちゃんとつられていて、就業規則にそのキャリアパスシートを制定して、キャリアを積んでいくような道のりがあるということをつたった上で、ちゃんとそれにのっとった研修体系をつくり、保育教諭が学びを重ねていくような形で、意欲を持って次のステップへという形が求められているわけです。そのことは、教育・保育要領の中でも、同僚性を発揮してという先ほどのお話の中で出ていることは、そこで働く保育教諭が意欲を持って、さらに新たな課題に向かう、あるいは学びに向かうということなのかと思うのです。そうすると、キャリアパスのことは、その言葉を書かないにしても、保育教諭の意欲をはぐくむとか、そういうことが必要なのではないかと思います。

あと、先ほど言い忘れました、前回の私の発言も含めて、まとめていただいたことを心から感謝をしています。ありがとうございます。

無藤座長 ありがとうございます。

保育教諭の意欲とか、生き生きととか、やりがいを持つとか、何か工夫して入れられるところを検討したいと思います。ありがとうございました。

まだ御発言ない方で、三代川委員、よろしいですか。

三代川委員 三代川です。

本当にわかりやすくまとめていただきまして、ありがとうございました。

私は保育士なのですが、もし保育教諭になったときに、要領を生かした実践が具体的にできるようなイメージを持たせていただきました。ありがとうございました。

健康及び安全のところでもよろしいでしょうか。

無藤座長 どうぞ。

三代川委員 安全管理のところなのですが、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインというものも作成されております。そういったガイドラインに沿った配慮事項の記載などが入ってくると、例えば家庭もそうですが、保育施設での死亡事故の多いところが食事ですとか、睡眠中ですとか、そういうところが挙げられてくると思います。また、プールの活動とかもそうなのですが、そういったところの配慮事項があわせて記載されるといいと思いました。

以上です。

無藤座長 今の点は、保育指針にも入ると思うので、一種の形で入れていきたいと思えます。ありがとうございました。

寺田委員、どうぞ。

寺田委員 丁寧にまとめていただいて、ありがとうございます。

先ほど申し忘れましたけれども、8ページの地域の保護者に対する子育て支援のところの4つ目のところに、地域の未就園児だけではなく、小中学生が遊びに来ることなどという文言のところを書いてくださいましたが、平成27年3月20日で閣議決定がされた、少子



化社会対策大綱の中にも、きめ細やかな少子化対策の推進ということで、結婚、妊娠、出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援するということが謳われていますが、まさに幼保連携型認定こども園が地域の核となり、地域の方たちと一緒に支援していく、そういう中心的な役割になるのだということが、ここでさらに強化されたのではないかと思います。

渡邊委員もおっしゃいましたが、審議のまとめの案の資料1 - 2のところの3のところに、このように地域と連携強化につながるということを書いてくださったことは、出産や、子供を産んで育てたいということをなかなか縁遠い方たちが多くなっている中で、認定こども園に小学生、中学生、高校生が遊びに来て、それをサポートする方たちがまたそれを見守っていく。子供を産み、育てていこうという地域社会をつくっていくという、1つの大きな役割を果たすものではないかと感じましたので、この内容を入れていただいたことを私も大変感謝申し上げます。

以上でございます。

無藤座長 ありがとうございます。

田中委員、よろしいですか。おくれてきたということですが、何かありますか。

田中委員 発言モードになっていません。

無藤座長 そうですか。一通り皆さんが出たのです。

秋田委員、お願いします。

秋田委員 資料1 - 2です。審議のまとめの背景の2つ目の なのですけれども、資料1 - 2の改訂の必要性というところで、子ども・子育て支援新制度と新しい幼保連携型認定こども園制度の施行により、見えてきた課題への対応とあります。こちらの審議のまとめの1の一番下の段落に対応する要約になるはずなのですが、ここでは、むしろ子ども・子育て支援新制度と新しい幼保連携型認定こども園から得られた、実践を踏まえた知見、すなわち先生たちが頑張って、いろんな知見を得られたので、それを入れたいのではないかとということだと思います。

この日本語だと、子ども・子育て支援新制度も、新しい幼保連携型認定こども園制度も、課題があって、それへの対応と日本語では読めてしまうので、1ページ目の要約としては、最後の段落をこの1行に要約する文としては、もう少し違う日本語でまとめていただいたほうが新たに施行されたことによって、新たに得られた知見を入れるとか、そういった前向きな表現になるとよろしいと思います。

以上です。

無藤座長 前向きにということで、工夫しましょう。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。阿部委員、どうぞ。

阿部委員 今の秋田先生のその部分に関してですけれども、知見と課題とかですね。

秋田委員 そうですね。課題は現代的な問題への課題なのですね。

無藤座長 いい表現で、そういうことでいきたいと思います。

ほかにはありますでしょうか。汐見委員、どうぞ。

汐見委員 先ほどの秋田委員の発言に触発されてなのですけれども、10ページのところに、これからの章構成（案）がございます。それで、要所立てで、総則で基本的な理念等を書くわけですが、先ほどの議論の中で、例えば地域の中のハブ的な役割、機能を有していくという言葉について、もう少し別の言葉とありましたけれども、これからの社会のことを考えた場合に、幼稚園も、保育園も、認定こども園も、地域の人から本当に信頼されて、ここに行けば何とかしてもらえらるという場所だとか、地域の人たちが誇りに思っているような場所になっていくということが、国全体の例えば地域づくりだとか、大きな課題になっているということをおわせて、とても大事なことだと思うのです。

その中でも、幼稚園も保育園もそうなのですが、認定こども園というのは、希望する人たちがいる意味では自由に入れるところになっていくわけですから、地域に深く根差しているという性格が最も問われるような場所なのだと思うのです。

そう考えますと、子育て支援のところに、地域のハブ的とか、地域の連携拠点だとかという言葉は入っては来るのですけれども、例えば保育内容のところで、地域のさまざまな文化だとか、要員などということと深くつながりながら、いろんな人も出入りしてくれるとかという、そういうことも含めていって、地域の拠点になるという理念なのでしょう。

けれども、どこでそういうことを書けばいいのかと、先ほど10ページを見ていたのです。そうすると、3なのか、あるいは子育て支援のところに改めて書くのかということで、そういう理念をちょっとでも入れていただくと、すごく鮮明化するのではないかという感じがしました。

三谷参事官 いろんな入れ方があるのだらうと思います。例えば資料1-1の認定こども園における教育及び保育の基本も、候補とったりもします。いろいろと検討してみたいと思います。

無藤座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。特によろしければ、まだ時間がございますけれども、本日はここまでにさせていただいて、よろしいですか。どうぞ。

阿部委員 今ごろになりまして、先ほどから考えていたのですけれども、地域に根差したといったときに、一緒にやっていくということを込めて、どこか協働という言葉ですか、ともに働くという言葉が子育て支援の中に入ってくるといいです。入っていましたか。連携というのがわりにあつたような気がします。

無藤座長 協働もあることはあります。ただ、本文にどう入れるかがまだなので、今、御指摘のように、認定こども園の根本的なあり方という、要するに最初の部分ですけれども、そこに地域との関係の表現をどう入れるかについては、積極的な形で、ただ、ほかの用語の紛れがありますので、連携とか、協働とか、開かれたとか、いろいろあり得ると思うのですけれども、ちょっと検討させていただければと思います。

ほかはいかがですか。山下委員、どうぞ。

山下委員 7ページのところですが、子育て支援に当たっての配慮についての子育て支援全般にかかわることの 2つ目です。子育ての支援は、全国一律の問題ではないという表現を、子育ての支援は、地域の実態によって違い、全国一律の問題ではないとしてはいかがでしょうか。御検討ください。

以上です。

無藤座長 そこは修正したいと思います。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日、いろんな御意見をいただきまして、修正すべきところを修正していきたいと思いますが、その際、修正への対応につきまして、座長、私に御一任いただくということをお願いしたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

無藤座長 ありがとうございます。

それでは、そのような方向で修正した上で、後日、委員の皆様方に報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、汐見委員、何か追加でよろしいですか。

汐見座長代理 ありません。

無藤座長 それでは、今後の日程等につきまして、事務局より御説明をお願いしたいと思っております。

里見参事官補佐 ありがとうございます。

本日、御議論いただきました、資料1-1の審議のまとめ案、資料1-2の審議のまとめ概要につきましては、本日の先生方の御意見を踏まえまして、今後、座長との間で御相談の上、内容の整理をさせていただきたいと思っております。

その後でございますけれども、幼稚園教育要領、保育所保育指針との整合性を今後も図っていく予定でございます。

次回の本検討会の開催につきましては、幼稚園教育要領の審議のまとめ、保育所保育指針の中間取りまとめの最終報告になる際、各々の内容を大きく変更した場合に開催する方向と考えているところでございます。

そこで、事務局を代表しまして、統括官の西崎より、最後の御挨拶を申し上げたいと思っております。

西崎統括官 本検討会につきましては、6月から1カ月に約1回のペースで、計6回にわたりまして、主に幼保連携型認定こども園として、特に配慮すべき事項を中心に、検討を進めていただきました。

本日も非常に本質を突いた、シャープな意見をいろいろいただきまして、ありがとうございました。この御意見を踏まえて、さらに審議のまとめの案を修正いたしますけれども、それを前提として、一応今回で、この改訂の方向性というものをまとめることができたということになると思っております。ひとえに皆様方の熱心な御議論のおかげだと思っております。

